

若手社員定着支援事業に係る業務受託候補者 募集要項

若手社員定着支援事業に係る業務の受託候補者の選定に当たって、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 業務の内容

(1) 件名

若手社員定着支援事業に係る業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 契約内容

業務委託仕様書のとおり

2 契約上限額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザル応募の参加要件

次の各号に掲げる事項のすべてを満たさなければならない。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。
- (3) 本公告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

- (6) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

4 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次に示すところにより、別添様式の「若手社員定着支援事業に係る業務委託に関するプロポーザル参加表明書」(以下「参加表明書」という。)及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出先

「9 問合せ先及び提出先」に同じ

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

資料名	部数	備考
参加表明書【様式1】	1部	
企画提案書	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の様式で、企画案(取組方針や実施方法、独自提案等)を提案すること。 ・ 本業務における取組体制や実施スケジュールを記載すること。 ・ 類似業務の実績(業務名称、契約期間、業務実績、契約金額等)について記載すること。 ※「6 企画提案書記載要領」参照のこと。
見積書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先は京都市長とすること。 ・ 消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。 ・ 企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社案内	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業紹介パンフレットなど、企画提案者の概要が分かる資料
京都市内に拠点を有することを証明できる書類	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出。

また、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
登記簿謄本(履歴事項全部証明)	1部	申請日前3箇月以内に発行のもの
印鑑証明書	1部	
納税証明書(国税及び京都市税)	各1部	
使用印鑑届【様式2】	1部	

誓約書【様式3】	1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式4】	1部	

イ 提出期限

令和6年8月28日（水）午後5時（必着）

ウ 提出方法

以下のいずれかの方法により、提出する。

（ア）持参

京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時までとし、事前に必ず持参の旨を連絡すること（正午から午後1時までを除く。）。

（イ）郵送

イの提出期限内必着で書留郵便に限る。また、必ず到達確認を行うこと。

エ 記載要領等

アの提出書類のうち、企画提案書については、「6 企画提案書記載要領」を参照すること。

オ 注意事項

（ア）公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（イ）失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- a 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- b 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- c 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- d 虚偽の内容が記載されているもの（提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。）

（ウ）失格となる見積書

契約上限額を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とする。また、著しく低い価格で見積書を提出したときは、諸法令が遵守されているかなど、見積書の内容を応募者に確認したうえで、失格とする場合がある。

（エ）制約事項

- a 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- b 提出書類は、受託者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。
- c 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- d 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- e 提出書類は、全て返却しない。

5 本件に関する質問・回答

(1) 質問できる者

本書及び業務委託仕様書等に対して質問できる者は、上記「3 プロポーザル応募の参加要件」を満たす者とする。

(2) 質問期限

令和6年8月21日(水)午後5時まで(期限後の質問は、一切受け付けない。)

(3) 質問方法

京都市産業観光局産業企画室(ninaitekakuho@city.kyoto.lg.jp)宛てに電子メールで問い合わせること(団体名、担当者名及び連絡先を明記すること)。

なお、件名は「若手社員定着支援事業に係る業務委託に関する問合せ」とし、電子メール送信後は、必ず電話により受信確認を行うこと。

(4) 回答日及び回答方法

令和6年8月23日(金)(予定)までに、質問をした者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

6 企画提案書記載要領

- (1) 応募者は、本書及び業務委託仕様書に記載した要件を遵守したうえで、応募者独自の創意工夫を凝らした提案を行うよう努めること。
- (2) 様式は任意とするが、原則、A4サイズ(両面使用)とすること。ただし、図面等はA3版の用紙をA4サイズに折り込むことを可とする。
- (3) 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力わかりやすい表現で記載し、紙媒体で提出すること。
- (4) その他、業務委託仕様書記載の委託内容を実現する具体的な提案を盛り込むこと。

7 企画提案の審査・選定等

(1) 受託候補者の決定

提出された企画提案書の内容について、別紙「提案内容評価基準」に基づいて、本市が設置する審査委員会による書面審査を行う。合計点が60点以上の者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定する。本市は、この選定結果を踏まえ、受託候補者を決定する。

なお、応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数以上(合計点が60点以上)であり、かつ審査委員会の委員の意見聴取を行い、本業務委託を受託し適切に業務を遂行できるかを総合的に判断したうえで、受託候補者を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、決定後速やかに通知する。また、京都市公式HP(京都市情報館)上にて、評価点等を公表する。

なお、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

8 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき協議のうえ、決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、業務委託仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(4) 再委託の原則禁止

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

9 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局産業企画室 担当：林、渡邊

電話番号：075-222-3756

電子メールアドレス：ninaitekakuho@city.kyoto.lg.jp